

アルゼンチンの資本取引規制について ～ (2) 外貨購入に係る規制～

(2020年2月)

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

ブエノスアイレス事務所

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）ブエノスアイレス事務所が、現地法律事務所 Estudio Lopez Del Carril に作成委託し、2020年2月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Estudio Lopez Del Carril が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）
ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課
E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・ブエノスアイレス事務所
E-mail：ARB@jetro.go.jp

The logo for JETRO, consisting of the word "JETRO" in a bold, serif font.

アルゼンチンの資本取引規制について
 ～ (2) 外貨購入に係る規制～

アルゼンチン中央銀行（BCRA、以下、中銀）は、2019年9月1日以降、外貨購入に対する上限や事前承認の取得を義務付ける規制を導入している。さらに、アルゼンチン政府は、2019年12月23日付官報を通じて社会連帯・生産性回復法（法律第27541号）を公布し、外貨購入に対し30%の課税を定めた。同税は、5年間有効とされ、政府は必要に応じて対象となる項目を追加する権限を有する。外貨流出を食い止めるための緊急事態措置であり、状況が改善すれば、政府の決定によって、税率の引き下げ、または破棄することもできるとしている。

2020年1月31日時点で施行されている主な外貨購入規制、また30%の課税対象項目を以下のとおりにまとめた。

中銀による外貨購入規制	
居住者（個人）	中銀の事前承認なしで購入できる外貨は、1カ月あたり200米ドル相当までとする。現金での購入の場合は、同上限を100米ドル相当までとする。
法人	① 両替商が許可されている関連法人、政府機関、投資信託、トラストファンド、大学以外は、中銀の事前承認の取得が必要。
	② 国外との債務支払い、財・サービス取引による支払いなどを目的とした外貨購入は認めるものとする。
	③ 1日あたり200万ドル以上の外貨購入を求める場合、銀行側に対し、2営業日の事前報告を行う必要がある。銀行側はさらに中銀に連絡を行う。
非居住者	中銀の事前承認取得が必要。 ただし、国際機関、外交官・外交機関などは対象外とする。
クレジットカード、デビットカードの利用	① 海外において、デビットカードを利用して現金を引き出すには、アルゼンチン国内に外貨口座を有するべきとする。
	② 海外において、クレジットカードを利用して入手できる現金は50米ドルまでとする。
	③ 海外において、デビットカードを利用して支払いを行う場合、外貨口座、またはペソ口座のどちらでも許可する。
	④ クレジット、デビットカードを利用して以下の国外への支払を行う場合、カードを発行した金融機関は、中銀の事前承認を取得しなければならない。 ① オンラインカジノなどオンラインギャンブル ② 決済サービスプロバイダ（PSP）への資金送金 ③ 国外のファンドマネージャーへの資金送金 ④ 国外での為替取引 ⑤ 仮想通貨の購入

社会連帯・生産性回復法（法律第 27541 号）に基づく 30%課税率の対象となる項目	
①	居住者による、貯金目的または目的が明確にされていない外貨購入取引
②	国外での財・サービスの支払い
③	非居住者から受けたサービスの支払い
④	旅行代理店を通じて契約した国外でのサービスの支払い
⑤	国外への空路、陸路、水路のいずれかで移動用のチケット購入の支払い ただし、陸路で隣国へのチケット購入は対象外。
⑥	オンライン・デジタルサービス（ネットフリックス、スポティファイ、エアビーアンドビーなど）の支払い。ただし、この場合、課税率は 8%。エアビーアンドビーの場合、アルゼンチン国内でサービスを契約しても課税対象となる。
※	上記は、ペソで支払われた場合のみ課税対象となる。外貨（現金または外貨口座）で支払った場合、対象外。
※	個人または法人による債務返済のための外貨購入は、課税対象外。
※	書籍、医療治療、教育用プラットフォーム、公的研究プロジェクト関連、などは課税対象外。しかし、自動的に対象外とならないため、払い戻しの要請が必要となる。
※※	同税の計算方法：ペソの金額に対して課税。金額がドルとなっている場合、支払日の前日の為替レートでペソに換算する。 例：公定レート 1 ドル＝63 ペソに対し、30%増として、合計 81.9 ペソのレートで換算したかたちとなる。

上記の詳細は、中銀のウェブサイトにおいて、コミュニケ「A」6844 号で確認できる。

<http://bcra.gob.ar>

<http://bcra.gob.ar/Pdfs/comytexord/A6844.pdf>

社会連帯・生産性回復法（法律第 27541 号）は、以下で確認できる。

<http://www.infoleg.gob.ar/>

<http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/verNorma.do?id=333564>

<http://servicios.infoleg.gob.ar/infolegInternet/anexos/330000-334999/333777/norma.htm>